

(ご参考)商工会議所法の法定台帳及び負担金に関する条文抜粋

法律第143号 昭和28年8月1日

(事業の種類)

第9条

商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

11. 商事取引に関する仲介又はあっ旋を行うこと。

(法定台帳の作成)

第10条

商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。

5. 商工会議所は、毎事業年度開始の日から6ヶ月以内に、第1項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

6. 商工会議所は、第1項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

7. 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8. 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

第11条

商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2. 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3. 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(負担金)

第12条

商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。(※)

2. 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

※(施行令第7条により、名古屋市長に権限が委譲されております。)

(問合せ等)

第13条

商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2. 商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、その商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。